

感染防止対策等の強化（R4.2.19～R4.3.6）

～オミクロン株の特徴を踏まえた再度のお願い等～

基本的な感染防止対策の徹底

- ワクチンを接種した方を含め、密集・密閉・密接のうち一つでも「密」を避ける。
- 家庭内でも室内を定期的に換気するとともにこまめに手洗いを行う。
- 子どもの感染防止対策を徹底、高齢者や基礎疾患のある方はいつも会う人と少人数で会う等、リスク低減の取組。

外出・移動

- 少人数での行動を徹底し、混雑した場所や、感染リスクの高い場所を避ける。特に高齢者など重症化しやすい方は、留意が必要。
- 不要不急の都道府県間の移動は、極力控える。まん延防止等重点措置区域との不要不急の往来は控える。感染症患者が多数発生している地域との往来は慎重な行動を。

飲食・会食等

- 会食における感染リスクを避けるため、飲食店等を利用する際は、なるべく少人数で黙食を基本とし、会話をする際には必ずマスクを着用。
- 弘前市は上記に加え、以下の重点措置を継続。
 - ◆ 同一グループの同一テーブルでの会食4人以内。
 - ◆ 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛。
 - ◆ 20時以降、飲食店等のみだりに出入りしない。
 - ◆ 食品衛生法上の営業許可を受けている飲食店への要請（宅配・テイクアウトを除く。）
 - ① 営業時間を5時から20時までに短縮すること
 - ② 酒類の提供を行わないこと
 - ③ 同一グループの同一テーブルでの会食を4人以内とすること

職場・店舗等

- 人の流れを抑制する観点から、テレワークの活用や休暇取得を促進。特に高齢者など重症化リスクのある方、妊娠している方などへの配慮を。
- 密集・密閉・密接の発生リスクが高い、休憩室、更衣室、トイレ、喫煙室等の「居場所の切り替わり」に注意。

大規模集客施設（弘前市のみ）

1,000㎡超の施設においては、従業員に対する検査の推奨、入場をする者の整理等、入場をする者に対するマスクの着用の周知、感染防止措置を実施しない者の入場の禁止及び、会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置を実施。

イベント等の開催

- 別に定める人数上限や収容率に沿った内容とするとともに、業種別ガイドラインを遵守。
- 県主催の不特定あるいは多数の県民が集まるイベント・行事等は原則として中止・延期を継続。

県有施設等の取扱い

- 不特定あるいは多数の県民等が利用する県有施設は、原則として休館。
- 一般県民への貸し出しスペース等は使用中止。

学校、教育・保育施設等の対策

- 国等が作成した衛生管理マニュアル等の継続・徹底。
- 県立学校における対策（2月4日付け青森県教育長通知）は、原則として継続。

県有施設等の取扱い

1 基本的な考え方

- 不特定あるいは多数の県民等が利用する県有施設は、原則として休館とする。また、一般県民への貸し出しスペース等は使用中止とする。
- なお、相談業務等で使用している部分や特定の団体等が執務室等として常時使用している部分などについては、使用を止める必要はないが、基本的な感染防止対策に加え、利用者等を特定できるようにする。

2 実施期間

- 令和4年1月20日から同年2月28日までの終期を同年3月6日までとする。

※ 新型コロナウイルス感染症の今後の国内における感染の広がりや県内での発生状況等に応じて適宜見直すこととする。

(参考)

- 既予約分は、利用者側において中止・延期等の見直しが困難な場合には、県（施設管理者）及び利用者において万全の感染防止対策を講じた上で実施するものとする。

県主催イベント・行事等の開催の考え方と開催時における対策

1 基本的な考え方

- 県内での不特定あるいは多数の県民等が集まるイベント・行事等及び県外でのイベント・行事等は、既に日程等が決まっているものについても、オンラインによる開催を除き、原則として中止・延期する。

2 実施期間

- 令和4年1月20日から同年2月28日までの終期を同年3月6日までとする。

※ 新型コロナウイルス感染症の今後の国内における感染の広がりや県内での発生状況等に応じて適宜見直すこととする。

(参考)

- やむを得ず開催する場合は、万全の感染防止対策が確保できるよう規模や開催方法を見直す。
(人数限定で参加者を特定した上での開催など)
- イベント・行事等開催時には、ソーシャルディスタンスの考え方に基づき、以下の項目などとり得る限りの感染防止対策を徹底する。
 - ・ 人数限定で参加者を特定すること
 - ・ 参加者間の距離はできるだけ2m（最低でも1m）程度を確保すること
 - ・ 会場にアルコール手指消毒液を設置すること
 - ・ 会場の換気を十分行うこと
 - ・ 参加者への手洗いの推奨を行うこと
 - ・ 参加者にマスク着用や咳エチケットの徹底を要請すること
 - ・ 発熱や風邪症状がみられる方には参加自粛を協力要請すること
 - ・ 妊婦、高齢者及び基礎疾患をお持ちの方で、感染リスクを心配される方には参加自粛を協力要請すること
 - ・ 上記のほか、「イベント開催制限の考え方について」を参考とし必要な取組を実施すること

県立学校における対策（2月4日付け青森県教育長通知）

1 基本的な考え方

県立学校において、教育活動を止めずに取り得る最大限の対策として、次の取組を強化する。

（1）学校生活における密の回避

- ① 各校の実情を踏まえ、学校生活において可能な限り密を避ける対応を徹底する。
＜取組例＞
 - ・空き教室、実習室等を利用して、1クラスを2つに分けるなどして授業を行う。
 - ・昼食をとらずに下校できるよう、午前授業や短縮授業を行う。
 - ・短縮授業を組み合わせ、時差登校や分散登校を行う。
 - ・トイレ等での密集を回避できるよう、クラスによって休み時間をずらす。
 - ・スクールバス等での車内の換気の徹底 等
- ② 各教科等については、「感染防止対策を講じてもおお感染リスクが高い学習活動」を控える。
- ③ 学校行事等は原則中止・延期する。

（2）部活動・対外試合等の原則禁止

- ① 活動 原則禁止
 - ② 大会の開催 関係団体へ中止・延期の要請
 - ③ 公式試合 原則禁止
 - ④ 公式試合以外 他校との試合（練習試合を含む。）は禁止
 - ⑤ 宿泊 原則禁止
 - ⑥ 合宿 禁止
- ※ ただし、全国・東北大会やそれら上位大会につながる県大会への参加及び大会前の活動は、一部制限しながら実施可能とする。

2 実施期間

令和4年2月7日から同年2月28日までの終期を同年3月6日までとする。

3 各市町村教育委員会教育長及び総務部を通じて私立学校に対し、県に準じた対策を講じるよう協力依頼